

# 令和2年7月豪雨からの 復旧・復興に係る要望

令和3年（2021年）5月

熊本県



未曾有の被害をもたらした熊本地震から5年が経過し、この間、国におかれては、補助率の嵩上げ、地方財政措置の拡充など、地方負担の最小化のため、手厚い支援をいただき、改めて感謝申し上げます。

国の御支援により、新阿蘇大橋をはじめ阿蘇への主要なアクセスルートがすべて復旧するなど、創造的復興の歩みが着実に進んでいます。

このような中、昨年7月の豪雨により、ふるさと熊本は再び災害に襲われ、球磨川流域を中心に65名の尊い命が失われました。また、道路、河川、鉄道などのインフラや、地域の生活を支える商工業、観光業、農林水産業等に甚大な被害を受けました。

今回も、発災直後から、迅速な先遣隊の派遣、政府現地災害対策室の設置に加え、被災者の救助活動など、政府一体となって災害応急対策に御尽力いただきました。また、激甚災害の指定、被災した地域を支援する対策パッケージの早期決定をはじめ、被災地に対する強力的な御支援をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

本県は今、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルスというこれまでに経験したことのない大逆境の中にあります。蒲島県政最大の目標である「県民総幸福量の最大化」に向け、熊本地震と豪雨災害からの創造的復興とともに、新型コロナウイルス感染症を克服する取組みを全力で進めて参りますので、国におかれては、次の事項について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

令和3年5月25日

熊本県知事  
熊本県議会議長

蒲島 郁夫  
小早川 宗弘

# 目 次

1 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の着実な推進	1
【財務省、農林水産省、国土交通省】	
2 被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	3
【総務省、国土交通省】	
3 五木村の振興	6
【国土交通省】	
4 災害救助法制度の拡充	8
【内閣府】	
5 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な財政支援	9
【総務省、財務省】	
6 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	12
【総務省、財務省、国土交通省】	
7 復興係数及び復興歩掛	15
【国土交通省】	
8 鉄道の早期復旧に向けた支援	16
【総務省、国土交通省】	
9 情報通信基盤の強靱化に向けた強力な支援	18
【総務省】	
10 被災市町村の人員体制強化に向けた支援	19
【総務省】	
11 児童福祉施設の復旧	20
【厚生労働省】	
12 医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する財政支援	21
【厚生労働省】	
13 被災企業等に対する復興支援の継続	22
【総務省、経済産業省】	
14 農林水産業の復旧・復興に向けた支援	23
【総務省、財務省、農林水産省】	
15 教育・文化環境の早期復旧	24
【総務省、文部科学省、国土交通省】	
16 観光業等に対する支援	28
【農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁】	
17 球磨川流域における送電系統整備による再エネの導入拡大	29
【経済産業省】	

# 1 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の着実な推進

【財務省、農林水産省、国土交通省】

## 要望事項

令和2年7月豪雨で激甚な災害が発生した球磨川流域において、「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」を早期に実現できるよう、「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国が実施する対策メニューの着実な実施及び県・市町村が実施する対策メニューへの技術的、財政的支援をお願いしたい。

また、対策メニューの実施に必要な法手続き等の着実な実施をお願いしたい。

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況等

- 令和2年7月豪雨では記録的な降雨となり、球磨川流域では観測開始以来最高の雨量・水位を記録、河川の氾濫等により、50名の方が亡くなられたほか、家屋の流出など甚大な被害が発生。更に、国道や鉄道などの17橋梁が流出する等、地域経済に大きな打撃を与えた。
- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。
- 令和2年7月洪水と同規模の洪水に対して、可能な限り浸水被害を防止する観点から、河川管理者による河川での対策を加速することに加えて、集水域、氾濫域の流域のあらゆる関係者が協働して、流域における対策を進めるとともに、被害の軽減のためにハード・ソフト一体となって取り組むこととしている。



### ■浸水状況



八代市坂本



芦北町白石



球磨村一勝地



人吉市街地

### 2 現行制度及び要望内容

#### (1) 河川区域での対策について

- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国対策メニューを着実に実施していただきたい。
- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の実施に必要な法手続き(河川整備基本方針の見直し、河川整備計画の策定)を着実に実施していただきたい。
- 「新たな流水型ダム」について、命と環境を守るため、「速やかな調査・検討の実施、位置・構造等の決定・公表」、「環境アセスメントの着実な実施」、「県、流域市町村、流域住民が一体となって方向性や進捗を確認する仕組みへの協力」をお願いしたい。
- 河道掘削について、瀬、淵の再生・保全、動植物の生息・育成環境や球磨川を中心として育まれた地域の歴史・文化・景観、川下りやラフティングなど河川の利活用にも配慮した上で、最大限実施していただきたい。
- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた県対策メニューへの技術的、財政的支援をお願いしたい。
- 「市房ダム再開発」による洪水調節機能のさらなる強化に向けた体制の構築をお願いしたい。

## (2) 集水域、氾濫域の対策について

- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国対策メニューを着実に実施していただきたい。
- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた県、市町村対策メニューへの技術的かつ財政的支援をお願いしたい。

項目	現行制度等	要望内容
① 集水域の対策(雨水貯留・浸透施設)	事業名:流域貯留浸透事業 交付対象事業:通常の河道改修方式と比較して経済的であり、4つの要件のいずれかに該当する事業 ・ 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500 m <sup>3</sup> 以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業(以下省略) 補助率:1/3	○支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○整備効果の定量化等に関する技術的支援
② 集水域の対策(農林水産分野の取組み)	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○農林水産分野における取組みを推進するための技術的かつ財政的支援
③ 氾濫域の対策(ソフト対策)	一部事業について特別交付税対象	○戸別受信機設置や水防備蓄倉庫整備などのソフト対策を推進するための新たな支援事業創設

- ① 県・市町村における雨水貯留、浸透施設の整備への補助については、通常の河道改修方式と比較して経済的と認められる場合が前提となっている。しかしながら、県・市町村においては、球磨川の流量低減効果などの当該施設の整備効果を算定する知見が乏しく、経済的な効果比較が困難な状況。そのため、流域治水プロジェクトに位置付けられた雨水貯留、浸透施設の整備については、プロジェクトの着実な推進のため、経済的比較に関わらず補助対象とするなど支援対象事業の要件を緩和するとともに、補助率嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的な支援をいただきたい。
- ② 本県における農林水産関連の取組みとして、地域と連携した「田んぼダム」の実証事業や自動給排水施設を用いた「スマート田んぼダム」の推進に取り組むこととしており、先進的な知見の提供や技術的支援、事業実施に必要な十分な予算確保等、取組みを加速化させる支援をお願いしたい。また、森林整備の推進及び治山施設の整備により森林の有する多面的機能の持続的発揮や流木発生の抑制等に向けて取り組むこととしており、着実に推進するため、事業実施に必要な十分な予算確保等をお願いしたい。
- ③ 整備途上における多段階リスク提供等リスクコミュニケーションを行い、住民一人一人が水害リスクを認識し、「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」の実現に向け、戸別受信機設置や水防備蓄倉庫整備などのソフト対策を推進するための新たな交付金事業の創設をお願いしたい。

## 2 被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【総務省、国土交通省】

### 要望事項

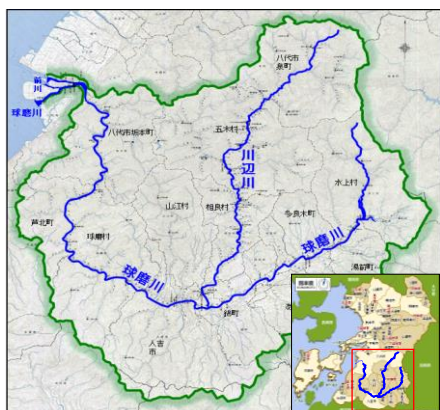
令和2年7月豪雨で激甚な災害が発生した球磨川流域の各自治体においては、本年3月に公表された球磨川水系流域治水プロジェクトや、本県の復旧・復興プラン及び各自治体の復興計画等に沿って、浸水被害を受けた地域の新たなまちづくりや集落再生に向けた取り組みが開始されている。

しかし、流域治水プロジェクトが目指す、今次洪水と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止（人吉市の区間等）、家屋の浸水防止（中流部）など、流域における浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれており、このままでは超高齢化、人口減少が進む当該地域の衰退が更に加速する恐れがある。

このため、当該地域における安全・安心な復興まちづくりや集落再生に向け、財政基盤が弱い各自治体が、今次洪水を踏まえたかさ上げなどの新たな宅地の整備や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備に躊躇なく取り組めるよう、特別かつ強力な財政措置、制度の拡充を講じていただきたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 住家被害の状況 (R3. 4. 28 現在)



■被害状況（球磨村 渡）

被害区分	棟数
全壊	1,491
半壊	3,109
床上浸水	290
床下浸水	426
一部損壊	2,052
計	7,368

#### 2 被災市町村の復旧・復興に向けた取り組み

- 球磨川流域における輪中堤・宅地かさ上げ対象地区・箇所数  
 八代市坂本町：3地区 25箇所  
 芦北町：1地区 10箇所 球磨村：2地区 16箇所
- ※ 対象箇所数は、球磨川水系流域治水プロジェクト策定時点の予定箇所（変更の可能性あり）。
- まちづくり、集落再生等に伴う説明会の開催状況（令和3年4月25日現在）  
 八代市坂本町：7回 芦北町：3回 球磨村：8回  
 人吉市：6回 相良村：3回

#### 3 現在の課題

- ・ 被災市町村においては、昨年度策定した復旧・復興計画に沿って、被災した地区・集落単位での具体的な復興まちづくり計画を策定中であり、今後は、各種の復興まちづくり事業のメニューの中から、各地区・集落の実情に応じた最適な手法の組み合わせについて検討を行うこととしている。



- ・ そうした中、流域治水プロジェクトに掲げる治水対策実施後の水位（計画高水位＋余裕高相当）を目標に宅地かさ上げ等が進められることになるが、治水対策による浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれている。
- ・ また、治水対策実施後であっても、今次洪水と同規模の洪水が発生した場合は、一部、浸水被害が発生する恐れがある地域があるため、当該地域の住民は大きな不安を感じており、そうした地域のまちづくりに当たっては、治水対策後水位を超える高さ（対策実施前の水位等）までのかさ上げが不可欠である。
- ・ 今回、被災した地域は、超高齢化・人口減少が加速し、復旧・復興と次なる災害への備えを早急に実施しなければ集落等が消滅するおそれがある地域であり、被災市町村としては、新たなまちづくりに向けて安全・安心な宅地等を早期に整備したいと考えている。
- ・ 例えば、上流部（人吉市）では、緊急かつ健全な市街地の再生に向けて、土地区画整理事業を円滑に進めるため、必要な土地の先行取得を早期に進めたいと考えている。  
また、中流部については、移転候補地となる平坦部が少なく、山間部が急峻なことから新たな宅地等の造成が必要となるが、いずれの事業も先に述べたとおり時間的・制度的な制約があり、さらには多額の財政負担が見込まれ、市町村の実施判断における大きな課題となっている。

#### 4 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
①新たな宅地等の早期整備に向けた制度の創設	現行制度なし	○浸水被害の軽減を図るには相当の時間を要することが見込まれる地域において、宅地かさ上げ等により一団の宅地等が整備できる制度や、住戸単位の宅地かさ上げ等により安全を確保するための制度の創設。  ○地方負担の軽減のため、地方財政措置の充実
②宅地耐震化推進事業（宅地嵩上げ安全確保事業）	・治水対策実施後水位までのかさ上げ ・残存物件に係る支援は、建物、工作物のみが対象	○被災地区毎の実情に応じ、治水対策実施後水位を超える高さ（対策実施前の水位等）までのかさ上げ等への支援  ○かさ上げ工事に伴い生じる費用への支援（仮住居補償金等）
③過疎地域集落再編整備事業	・住宅団地の造成に要する経費について、補助対象となるのは「市町村が住居移転者に対し、著しく低い対価又は無償で長期間貸付ける場合に限る」となっている。	○被災住民の移転目的で住宅地を造成・販売する場合にも、販売による収入見込み額を控除した経費を補助対象としていただきたい。  ○地方負担の軽減のため、地方財政措置の充実
④緊急防災空地整備事業	・令和2年7月豪雨災害の被災地は、事業に必要な地区要件を満たしていない。	○熊本地震の際に認められた地区要件の緩和について、今回の豪雨災害でも認めていただきたい。
⑤都市防災総合推進事業	・国庫補助率1/2 又は1/3及び地方財政措置	○地方負担の軽減（国庫補助率のかさ上げや地方財政措置の充実など）
⑥小規模住宅地区改良事業	・国庫補助1/2及び地方財政措置	

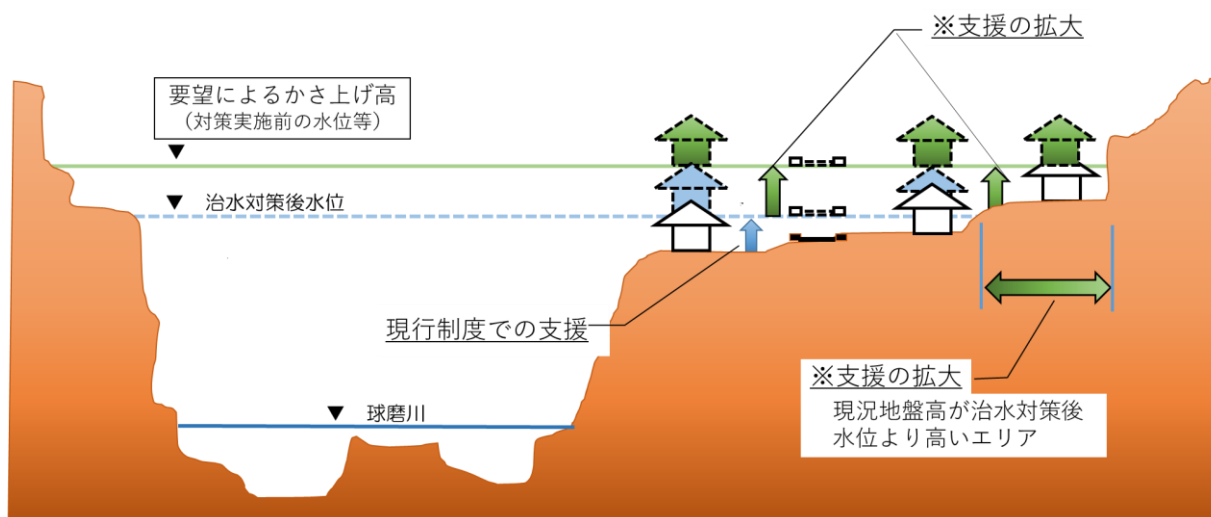


## ※補足

(要望の主旨等)

①② 今回、球磨川流域においては、流域治水プロジェクトに掲げる対策が全て実施されたことを前提とした水位を目標に、まちづくり、集落再生の検討が進められている。

しかし、全ての治水対策が実施され、浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれているため、それまでの間においても、安全・安心な宅地の確保を検討する必要がある。また、地域コミュニティの維持のためには、宅地のかさ上げ等の対象地区と、それ以外の地区との一体的なまちづくりが不可欠であり、そうした取組みへの制度の創設及び制度の拡充が必要である。



③ 被災市町村において、危険地域から安全な高台等への移転を促すため、過疎地域集落再編整備事業を活用し、市町村が自ら宅地を造成し、住民へ分譲する計画を検討しているが、対象経費として認められるためには、造成宅地を「著しく低い対価又は無償で長期間貸付ける場合に限る」とされている。

④ 熊本地震の際には、緊急防災空地整備事業の地区要件を緩和し、熊本地震の被災地を対象地区に認めていただいたことで、益城町の土地区画整理事業においては用地の先行買収が進み、早期の事業進捗に寄与している。今回の豪雨災害においても、人吉市の被災地において市街地整備が検討されており、熊本地震と同様に、今回の豪雨災害の被災地を対象地区に認めていただきたい。

(市町村からの要望等) ※ ( ) 内の○数字は活用が想定される項目欄の番号

- ・八代市は、坂本地区の拠点である坂本支所周辺区域について、より安全性を確保するため、今次洪水に対する治水対策後水位より宅地地盤高を高くするかさ上げの実施を決定したことから、円滑なまちづくりの推進に向けて、財政的な支援等を要望 (①, ②, ⑤, ⑥)。
- ・球磨村は、渡地区、一勝地地区、神瀬地区における安全な宅地の確保など、被災地の復興に向けた方向性として、復興計画にかさ上げ等の実施を明記 (①, ②, ⑤, ⑥)。
- ・相良村は、被災地域からの高台移転を考えており、宅地造成に係る助成制度を要望 (③, ⑤)。
- ・人吉市は、中心市街地周辺の創造的復興を目指して「被災市街地復興推進地域」の指定に向けて取り組んでおり、地域の指定後は、土地区画整理事業を円滑に進めるために必要な土地の先行取得を進めたいとの考え (①, ②, ④, ⑤, ⑥)。

### 3 五木村の振興

【国土交通省】

#### 要望事項

五木村は、これまで、村と県で共同策定した「ふるさと五木村づくり計画」に基づく取り組みや、国、県、村の三者の役割分担による生活再建基盤の整備など、ダムを前提としない村の振興に取り組んできた。

令和2年7月豪雨での激甚な災害の発生を受けて、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト（川辺川への新たな流水型ダム建設を含む）」が策定され、五木村は、新たな流水型ダムを前提とする村の振興に大きな不安を抱えている。

「新たな流水型ダム」を国に求めると表明した県知事は、その4日後、五木村を訪問し、村を再度困惑させることを陳謝するとともに、県五木村振興基金を10億円増額し、村の振興を後押しする方針を伝えた。また、令和3年度には、村と県の共同で、新たな村の振興計画を策定する予定である。

今後、「球磨川水系流域治水プロジェクト」を着実に推進するためにも、村に対する国・県一体となった特段の支援が必要である。これまでの川辺川ダム建設事業及び水源地域整備計画の残事業や、村が水没予定地に整備した施設の取扱いも含め、村民の方々が末永く安心して五木村で暮らしていけるよう、五木村の生活再建の計画的かつ継続的な実施を担保することができる仕組みの構築に一体となって取り組んでいただきたい。

また、五木村の生活再建を着実に進めるため、平成23年（2011年）6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、引き続き、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

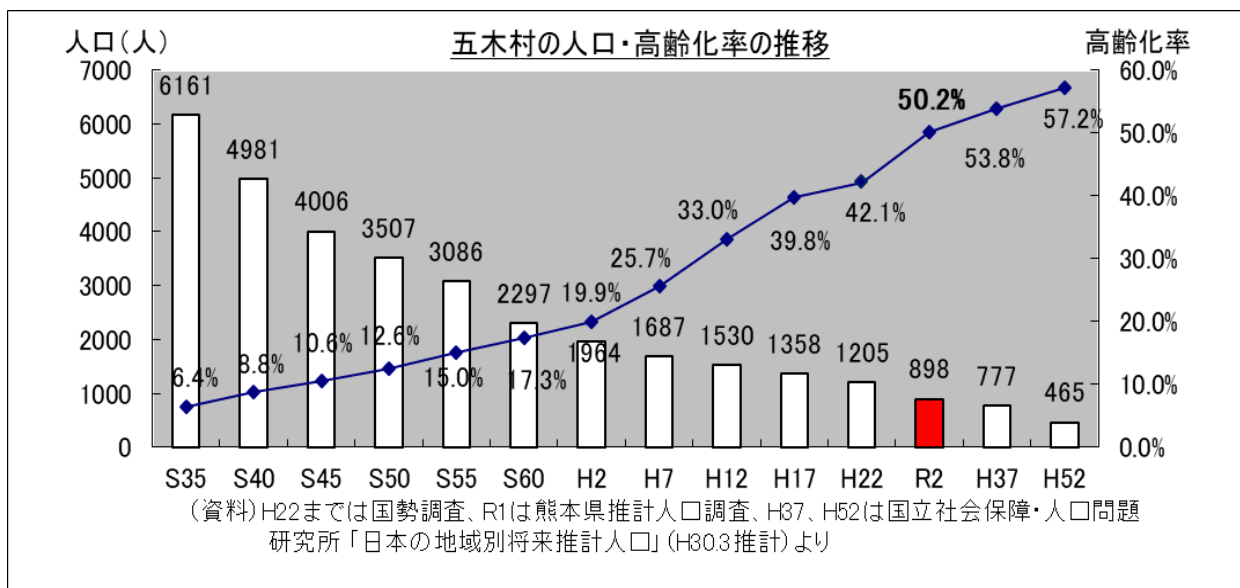
#### 【現状・課題等】

- ダム問題に長年翻弄されてきた五木村としては、将来にわたる安定的な村づくりを強く望んでおり、今後、新たな流水型ダムを含む「球磨川水系流域治水プロジェクト」を推進するに当たっては、ダムを前提とする五木村の振興が必要。
- 五木村には、ダムを前提とする五木村の振興を検討するため流水型ダムの諸元等を早く示して欲しいとの意見や、新たな流水型ダムによる影響（水没予定地の自然環境や景観の変化等）を心配する意見がある。
- 五木村は、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少しており、また、高齢化率（R2:50.2%）が県内で2番目に高いことから、生活再建の取り組みは少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。
- このような状況の中、平成23年（2011年）6月の国、県、村による三者合意に基づき、現在も進めている県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業を着実に進めるためには、引き続き国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。

#### 【要望内容】

- 今後、「球磨川水系流域治水プロジェクト」を着実に推進するためにも、五木村の生活再建の計画的かつ継続的な実施を担保することができる仕組みの構築に一体となって取り組んでいただきたい。
- また、五木村の生活再建を着実に進めるため、平成23年（2011年）6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、引き続き、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

《参考1》 五木村の人口・高齢化率の推移



※水没予定 489 世帯のうち、6 割を超える世帯が村外移転

※現在、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少

※村内全集落のうち約2/3の集落で65才以上人口が5割超(35集落中23集落) [R3.3.31 五木村指定区別人口調]

《参考2》 R3年度 of 取組み

道路事業 国道445号整備 (社会資本整備総合交付金を活用) 事業費 100 百万円

《参考3》 村が水没予定地に整備した施設



## 4 災害救助法制度の拡充

【内閣府】

### 要望事項

- 1 災害救助事務の取扱い上、大規模災害発生時には避難所の運営方法の一つとして民間団体等への業務委託を位置づけるとともに、災害救助費による措置も柔軟に行うようにしていただきたい。
- 2 災害ボランティアセンターの設置・運営・資器材等に係る経費を災害救助費の対象としていただきたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況（令和3年4月28日現在）

- (1) 人的被害 死者：65人、行方不明者：2人、重傷者：15人
- (2) 住家被害 全壊：1,491棟、半壊：3,109棟、一部損壊：2,052棟  
床上浸水：290棟、床下浸水：426棟

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
1 民間団体等への避難所運営業務委託及び災害救助費による措置	民間団体等への業務委託は運営方法として基本的に想定されておらず、災害救助費による措置について個別に国に協議が必要	民間団体等への業務委託を運営方法の一つに位置付け、災害救助費による措置を柔軟に実施
2 災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る経費	設置・運営等に係る経費は災害救助費の対象外	災害ボランティアセンターに係る経費について、災害救助費の対象を拡充

#### 3 要望の詳細

##### (1) 避難所運営業務委託関係

- 避難所の運営に関して、国からは、地方自治体職員の業務従事に加え、被災者等による「自主的運営」の考え方が示されている。
- しかし、大規模災害が発生した場合、避難所によっては高齢者や要配慮者が多い場合もあり、全ての避難所で自主的運営を図ることは難しい。また、他自治体職員の応援派遣についても、基本的には短期間の派遣が前提であり、避難所運営が長期化した場合には人員充足が困難となる。
- 令和2年7月豪雨では、本県球磨村が、民間団体に避難所運営を業務委託した事例があり、大規模災害発生時に円滑な避難所運営を図る観点からは、災害救助事務の取扱い上、民間団体等への業務委託を避難所運営方法の一つに位置付け、災害救助費による措置も柔軟に行うようにしていただきたい。

##### (2) 災害ボランティアセンターに係る経費関係

- 令和2年8月28日付け内閣府事務連絡により、災害ボランティアセンターに係る人件費や旅費の一部が災害救助費の対象とされたが、災害ボランティアセンターの拠点設置経費やボランティアを送迎する車両の借上費、什器・消耗品の購入費等は対象外とされている。
- 円滑なボランティア活動の実施のためにも、センターに係る経費全般を災害救助費の対象としていただきたい。

## 5 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な財政支援

【総務省、財務省】

### 要望事項

県及び被災市町村が、引き続き令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた取組みを着実に実施できるよう、地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための特別な財政支援をお願いしたい。

特に、令和2年11月に策定した「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心なまちづくりに向けた事業への国庫補助制度の補助率嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置等をお願いしたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 現状・課題等

- 本県では、令和2年7月の豪雨災害により、多くの尊い命が失われるなど甚大な被害が発生し、現在、一日も早い被災地の復旧・復興に全庁を挙げて取り組んでいる。熊本地震、新型コロナウイルス、豪雨災害と、トリプルパンチに見舞われている状況。
- 県では、災害発生直後から災害救助活動、公共土木施設等の復旧、漂流・漂着物の撤去や、鉄道の被災に伴う通学者支援など、応急復旧等に取り組むとともに、被災市町村に対しては国庫補助対象外となる家屋内の土砂撤去への補助など、積極的に支援してきている。
- そうした中、国庫補助の嵩上げや拡充、手厚い地方財政措置について御配慮をいただき、県負担の最小化が図られる見込みだが、今後、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による県経済や税収への影響も不透明である。
- 被災市町村では、災害関連事業の実施が本格化しており、新型コロナウイルスの影響もある中、財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

#### 2 現行制度及び要望内容

国庫補助制度の創設、拡充及び補助率の嵩上げに関しては、個別に要望(別途掲載)としているため、連動する共通的な地方財政措置を中心に、以下のとおり整理。

- ① 球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として各種支援策を実施することとしている。県及び被災市町村では財政負担が大きいため、特別交付税において特段の配慮をいただきたい。

(主な事業)

被災宅地復旧支援事業、住宅再建支援事業、農地等農業者生活支援事業、地域水道支援事業、農家の自立復旧支援事業 など



- ② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、財政的な負担が極めて大きく、地方債が充当できないため、単年度の負担が大きい。そのため、復旧費が多額となる可能性が高いことを念頭に、国庫補助の更なる充実及び鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例適用の実現に向けて御配慮いただきたい（「鉄道の早急復旧に向けた支援について」で再掲）。
- ③ 鉄道の被災に伴う代替バス運行による通学支援については、令和2年7月4日から令和3年1月3日（発災から6ヶ月）の間については代替バスを運行委託する鉄道事業者に対する国庫補助や特別交付税支援措置をいただいております。発災から6ヶ月以降についても支援措置をいただいております。しかしながら、甚大な被害を受けた鉄道の復旧には複数年を要すると見込まれるため、国庫補助に係る拡充・予算確保とともに、特別交付税を確実に措置していただきたい。（「鉄道の早急復旧に向けた支援」、「教育・文化環境の早期復旧」で再掲）。
- ④ 被災した農業者が、農業用ハウスの再建等に際して、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を措置いただくとともに、地方が上乗せ補助する場合には、負担軽減のため7割を特別交付税で措置いただいているが、復旧に時間を要することが想定されるため、令和3年度以降においても、所要額について、特別交付税を確実に措置していただきたい（「農林水産業の復旧・復興に向けた支援について」で再掲）。
- ⑤ 令和2年11月に策定した「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けて、被災自治体が躊躇なく事業を実施できるよう国庫補助制度の更なる拡充や補助率嵩上げ、地方財政措置の確実な措置をお願いしたい（「被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援」で再掲）。
- ⑥ 被災した多くの企業・事業者の生業再建を支援するための「なりわい再建支援補助金」については、公共事業の影響や工事事業者不足等、被災事業者の責に寄らない事情により令和4年度以降の申請となる被災事業者にも対応できる予算の確保とともに、地方負担に対する災害対策債（充当率100%、元利償還に対する交付税措置率95%）発行を継続いただきたい（「被災企業等に対する復興支援の継続」で再掲）。
- ⑦ 被災市町村において住民が一時的に当該市町村の区域外へ避難した事情により令和3年度以降の普通交付税の算定基礎である「人口（令和2年国勢調査）」等が実態より少なく算定されてしまうおそれがあることから、本来の財政需要が適切に算定されるよう東日本大震災と同様の特例措置を講じていただきたい。

項 目	現行制度等	要望内容
①国庫補助の隘路となるニーズを単独事業で実施する場合の財政支援	—	特別交付税などによる地方財政支援措置の拡充
②鉄道復旧への地方債の特例	特別交付税措置(5割)	鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例の適用
③県が実施する通学支援に対する財政支援措置	特別交付税措置(5割) ※R2.7.4~R3.1.3(発災から6ヶ月)	特別交付税措置の確実な措置
④翌年度に繰り越して実施する事業への確実な特別交付税措置	【令和2年7月豪雨の特例】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 → 特別交付税措置(7割)	特別交付税措置(7割)の確実な措置
⑤安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への財政支援	—	国の補助制度に連動した地方措置の拡充
⑥災害対策債(100-95)発行の継続	【令和2年7月豪雨の特例】 なりわい再建支援補助金→発行	被災事業者の責に寄らない事情に伴う令和4年度以降の発行の継続
⑦被災市町村の普通交付税算定における特例措置	【普通交付税の算定基礎「人口」】 測定単位:令和2年国勢調査人口	測定単位:平成27年国勢調査人口 ×住民基本台帳伸び率(H27→R2)



## 6 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

### 要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 被災した地域の早期の復旧・復興に向け、直轄代行による球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川両岸の国道・県道・市町道約 100 km の災害復旧事業及び球磨川中流域 9 支川の災害復旧事業の一日も早い完成をお願いしたい。
- 3 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況

- 本県では、令和 2 年 7 月 3 日から 4 日にかけて広範囲に降った大量の雨が球磨川に流れ込み、大氾濫を引き起こし、道路の寸断、橋梁が流出するなど県南地域をはじめとする地域で、甚大な被害をもたらした。

河川、道路、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が約 3,800 箇所以上と広範囲に被災し、被害額は約 1,500 億円に及んでいる。

また、球磨川に沿う国道 219 号、県道人吉水俣線等の道路決壊や、球磨川を渡河する橋梁 10 橋の流出による道路交通遮断及び中流域の 9 支川の河道の閉塞や河岸の損壊など、甚大かつ広範囲な被害が発生した。

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
① インフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）の予算の総額確保	—	予算の総額確保
② 【国の権限代行業業】 ・橋梁災害復旧事業（10橋） ・道路災害復旧事業 （国道219号、県道人吉水俣線 他） ・球磨川中流部支川（9支川）	—	一日も早い完成
③ 国（地方整備局等）の人員体制	—	人員体制の充実・強化

- ① 令和 2 年 7 月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で 3,620 箇所、約 812 億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計 20 箇所、約 120 億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧事業等が本格化していく。復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の

経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要な予算の総額確保をお願いしたい。

- ② 令和2年7月豪雨で被災した球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町道約 100 kmについては、国において、いち早く道路法に基づく直轄権限代行事業として復旧事業に取り組むことを決定いただき、復旧工事にご尽力いただいている。

発災から約1ヵ月後の8月11日には八代市～人吉市間の球磨川沿いの啓開ルートの整備が完了し、地元車両や緊急車両の通行が可能となるとともに、9月4日には人吉市にある西瀬橋に仮橋の設置工事が完了し、通学や生活道路としての機能を確保いただいている。

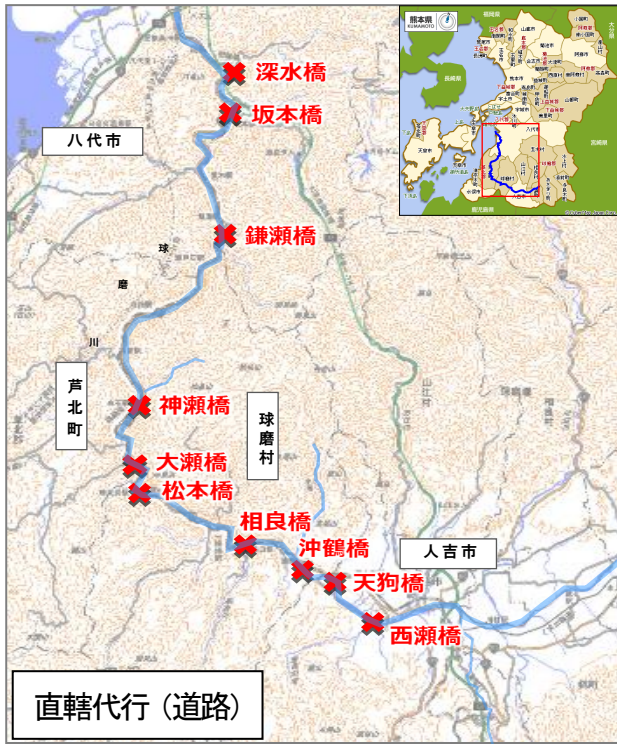
現在は、3橋の仮橋設置工事が進むなど、早期の本格復旧へ向け整備を進めていただいているところである。

この球磨川に架かる橋梁並びに兩岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光産業を支える重要な道路であるため、1日も早い完成をお願いしたい。

また、球磨川中流域の9支川については、河川の土砂・立木撤去、河岸防護、土砂止めの設置等の緊急的な対策が昨年9月までに完了するなど、二次災害の防止による流域住民の安全安心の確保に迅速に対応していただいたところである。引き続き、被災前の河道確保や被災施設の復旧を実施していただいております。1日も早い完成をお願いしたい。

- ③ 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和3年度から八代復興事務所を設置し、職員53人を配置していただいた。

今後も全国的に大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。



■川内川（球磨村）の護岸の復旧状況



■被災した西瀬橋（人吉市）の仮橋による復旧状況





## 7 復興係数及び復興歩掛

【国土交通省】

### 要望事項

今後、被災地域の復旧・復興工事が本格化するなか、工事を迅速かつ確実に進めるため、適切な工事価格となるよう、復興係数及び復興歩掛の継続と地域の調達環境の変化に応じた特段の支援をお願いします。

#### 【現状・課題等】

##### 1 被害の状況及び総事業費

##### ○ 令和2年7月豪雨の被害状況（熊本地震との比較）

- 令和2年7月豪雨による公共土木施設被害額は、平成28年熊本地震を上回っている。

	熊本地震(H28年4月)		令和2年7月豪雨	
	県全体	うち阿蘇、上益城地域	県全体	うち八代、芦北、球磨
公共土木施設被害額 (県・市町村)	1,379億円	1,204億円	1,510億円	1,305億円

※ 国、熊本市及びJRの施設被害は含まない

##### ○ 熊本県南地域（八代・芦北・球磨）の交通状況と調達状況

- 幹線道路の至る所で通行規制が発生しており、全面通行止めによる迂回や片側交互通行による信号待ち、狭隘道路の通行等により、現場の作業効率が低下している。
- 八代～球磨村間の所要時間は、被災前と比べて約1.5倍の時間を要している。



(国道219号 鎌瀬橋)  
幹線道路の橋梁が流出



(国道219号)  
片側交互通行箇所の信号待ち

- 令和3年2月5日に復興係数及び復興歩掛の継続を決定していただき、被災地域の復旧・復興は、着実に進んでいる。
- これまで県南地域において、災害復旧工事を約4.1億円発注しているが、今後、約2.91億円を超える額の工事を発注していく必要がある。
- 熊本県建設業協会へのアンケートでは、県南地区（八代・芦北・球磨）の69%の工事で必要な数のダンプトラックが確保できていないと回答があり、作業効率の低下が顕著になっている。

##### 2 現行制度及び要望内容

##### ○ 熊本地震時と現状（令和2年7月豪雨時）との比較

復興係数	対象工程 間接工事費 を補正	<H29.2.1～導入> 熊本地震	<H29.11.1～嵩上げ> 熊本地震	<R3.4.1～> 令和2年7月豪雨	【今回要望】 令和2年7月豪雨
		補正係数	全ての土木工事 共通仮設費 1.1 (県内) 現場管理費 1.1 (県内)	全ての土木工事 共通仮設費 1.4 (阿蘇・上益城) 1.1 (その他県内) 現場管理費 1.1 (県内)	全ての土木工事 共通仮設費 1.1 (県内) 現場管理費 1.1 (県内)
復興歩掛	対象工程 歩掛の日当たり 標準作業量を補正	土工 熊本県内	土工 熊本県内	土工 熊本県内	土工 熊本県内
補正率	土工:標準作業量を20%低減	土工:標準作業量を20%低減	土工:標準作業量を20%低減	土工:標準作業量を20%低減	

##### 3 要望の詳細

- 今後県南地域における復旧・復興工事が本格化し、調達環境の変化による更なる作業効率の低下が懸念される。
- このため、地域の調達環境の今後の変化に応じ、特段の支援をお願いしたい。

## 8 鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

### 要望事項

- 1 被災したJR肥薩線及びくま川鉄道の復旧及び部分運行再開に対する支援及び必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ財政的な負担が極めて大きいことから、国庫補助の更なる充実や同法の改正等による地方負担への地方債の特例の適用など財政支援の拡充をお願いしたい。
- 3 くま川鉄道不通区間の代替輸送に関し、鉄道事業者の負担の最小化を図るため、代替バス運行経費に対応した財政的支援の継続・拡充をお願いしたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況

##### ○JR肥薩線

- ・被災件数 450件
- ・鎌瀬駅～瀬戸石駅間 球磨川第一橋梁（L=205m）流出
- ・那良口駅～渡駅間 第二球磨川橋梁（L=179m）流出
- ・鎌瀬駅～渡駅間で数多くの土砂流入・道床流出等が発生

##### ○くま川鉄道 55件

- ・人吉温泉駅（土砂流入、線路冠水、車両浸水）
- ・球磨川第四橋梁（L=322m）流失（川村駅～肥後西村駅間）
- ・川村駅（土砂流入、道床流出）複数の箇所土砂流入

##### 代替輸送の実施状況

- ・くま川鉄道：上下各6～7本（平日）、大型バス10台・小型バス3台運行。  
令和2年7月20日運行開始（当面の間） 沿線4校・約850名の生徒利用

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
①被災した鉄道の復旧に対する支援	—	復旧に向けた技術的支援及び財政的支援
②鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの財政支援拡充
③代替バス運行経費への補助	R2.7.4～R3.1.3 「被災地域鉄道線代替輸送事業」（1/3補助） R3.1.4～ 「地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系補助）」	国庫補助等の財政支援の継続・拡充

- ① JR肥薩線については、JR九州が復旧方針等について検討を行っているが、復旧費用は100億円を超えJR九州発足以来最大の被害であり、鉄道事業者単独での復旧は困難と見込まれることから、国を挙げた全面的な支援が必要である。

くま川鉄道については、鉄道としての復旧を目指すことを決定し、R2.12月に「くま川鉄道再

生協議会」を設立した。R3. 3 月の第 2 回協議会において、上下分離方式の決定や復旧費用の負担割合を協議し、R3. 11 月頃の部分運行再開も決定された。今後本格的な復旧工事に着手する橋梁の復旧には多額の費用が見込まれることから、復旧に向けての技術的支援及び財政的支援が必要である。

○上下分離方式の概要

- ・上下分離後の鉄道施設等の保有主体・・・県と地元 10 市町村で構成する新法人
- ・上下分離の範囲・・・全線保有（人吉温泉～湯前駅間の全区間において上下分離を実施）

○災害復旧事業費負担割合

「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の地方自治体分の負担割合について、熊本県と地元 10 市町村が 1 : 1 の割合で負担することを決定

【国 1/2】	【地方自治体 1/2】	
	県 1/4	地元10市町村 1/4

○部分運行について

車 両 数 : 3 両

区 間 : 「肥後西村～湯前駅間」(延長 18.9km) ※全線 24.8km

再開時期 : 「令和 3 年 11 月頃」の再開を目指す

○橋梁撤去状況

時期出水期 (R3. 5 月末) までの撤去完了に向け作業中。



写真 : 流失した「球磨川第 4 橋梁」の撤去作業

② JR九州への災害復旧費補助については、地方負担が前提とされているが、地方財政法第 5 条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が 50%であるため、財政負担が極めて大きい。

③ R2. 7. 4～R3. 1. 3 (6 カ月) の期間においては「被災地域鉄道路線代替輸送事業」(0.5 億円)での支援を受けたが、R3. 1 月からは「地域公共交通確保維持改善事業」(支援額未定)での対応となっている。

くま川鉄道の復旧には複数年見込まれることから、次年度以降も代替バス運行を継続する見込みであり、引き続き運行経費に対する十分な財政的支援が必要であるが、「地域公共交通確保維持改善事業」における基準単価は実態と大きく乖離しており、財政負担が大きい。

## 9 情報通信基盤の強靱化に向けた強力な支援

【総務省】

### 要望事項

自治体整備による情報通信基盤設備の民間移行について、市町村への支援制度の創設をお願いしたい。

また、強靱な情報通信基盤設備を前提とした、安全・安心なまちづくりに向けた特段の支援をお願いしたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況

- 人吉球磨地域は多くの自治体が自設でインターネットサービスやケーブルテレビ、地上デジタル放送の転送サービス等を行っており、今後の災害に対する迅速なサービス復旧への懸念がある。
- また、人吉市においては、「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」を目指し、情報通信を活用した新防災サービスの実現などを含めたスーパーシティ（以下「SC」）型国家戦略特区の申請を行った。（県との共同申請）  
こうした人吉市の取組みを力強く推進することで、流域全体への波及効果を目指し、情報通信基盤の強靱化のみならず、様々な情報通信技術を活用した安全・安心なまちづくりにつなげていく必要がある。

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
自治体整備による情報通信基盤設備の民間移行に対する支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の迅速な復旧等が困難であることから、民間移行を希望する自治体が増えた。</li><li>・民間移行により、時代に応じた適切なサービス提供が可能となるが、費用の問題から移行が進んでいない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間移行を希望する市町村に対する支援制度の創設をお願いしたい。</li></ul>

#### 3 要望の詳細

- 令和2年7月豪雨災害では、平成21年度から平成22年度にかけて自治体が整備した情報通信基盤の迅速な復旧等が困難であったことから、今後の災害への備えとして民間移行を望む自治体が増えた。
- 民間移行するには、民間事業者から後年度の採算性や設備の維持更新等に応じた多額な負担が求められる。負担金には過疎債等が活用できるが、上限額があり十分ではなく、現行では自治体を直接支援する制度がない。
- 今後の災害に対する迅速なサービス復旧だけでなく、時代に応じた通信サービスの提供が可能となることから、民間移行を後押しするため、新たな支援制度の創設をお願いしたい。



## 10 被災市町村の人員体制強化に向けた支援

【総務省】

### 要望事項

役場機能が毀損した球磨村をはじめとする被災市町村の再生に向け、人員体制強化のため、引き続き人的支援等を講じていただきたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況等

○ 復旧・復興には相当な期間と多額の経費を要し、特に小規模市町村においては、その影響が甚大であるため、県では職員派遣等による継続的な支援を行うこととしている。

さらに、県内市町村や九州地方知事会から応援職員の派遣が決定ないし予定されているものの、県内外で発生している大規模災害対応等のため、土木技術職員をはじめとした応援職員の確保が困難な状況となっている。

(主な被災地における被害額・技術職員数)

被災市町村	公共土木施設被害額(※1)	技術職員数(※2)
球磨村	28,074百万円	2人
芦北町	26,183百万円	4人
人吉市	16,918百万円	19人

(※1) 令和3年3月熊本県土木部資料(令和2年度災害報告資料)より

(※2) 土木部門における係長以下の職員数(熊本県市町村課聞取り)

(被災地における令和3年度中長期応援職員派遣の状況(令和3年3月22日時点)) (人)

被災市町村	要望数	派遣数	被災市町村	要望数	派遣数
八代市	8	3	湯前町	1	—
人吉市	28	23	相良村	1	—
小国町	4	2	五木村	5	—
芦北町	11	9	山江村	4	1
津奈木町	2	—	球磨村	39	24
錦町	4	—	計	107	62

・要望数は被災市町村による業務の見直し等により減少する可能性がある。

・未充足については、各自治体において任期付職員採用等による対応を予定している。

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
被災市町村の人員体制強化	要望数：107人 派遣数：62人	中長期の人的支援

○ 国においては、令和2年度から施行された「復旧・復興支援技術職員派遣制度」などにより順次応援職員の派遣をいただいているところであるが、早急な復旧・復興のためには、さらなる職員の確保が必要であるため、引き続き中長期の人的支援等をお願いする。

# 11 児童福祉施設の復旧

【厚生労働省】

## 要望事項

甚大な被害を受けた児童福祉施設においては、現地での建替えが困難な状況にあることから、移転を前提とした建替えに係る国庫補助協議について、柔軟な対応と特段の配慮をお願いしたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況

##### (1) 再建の目途が立っていない被災施設

施設名	発災前所在地	現在の状況
川岳保育園	八代市坂本町	八代市内の小学校跡地へ仮移転中
わかあゆ保育園	八代市坂本町	八代市内の小学校跡地へ仮移転中

##### (2) 川岳保育園及びわかあゆ保育園の状況

- 当該児童福祉施設は、「球磨川水系洪水浸水想定区域」に位置し、「土砂災害警戒区域」にも指定されている。
- 今般の豪雨により、大量の土砂流入及び床上浸水被害が発生した。人的被害は免れたものの、建物及び設備への被害は甚大であり、現在、応急的に八代市内の廃校校舎において保育を提供している。
- 今後も同様の被害が発生する危険性があることを考慮すると、子ども等の安全・安心を確保するため、より安全な敷地への移転建替えが望ましく、利用する保護者からも、一刻も早い移転建替えの要望が上がっている。
- しかしながら、災害復旧においては、原形復旧が原則とされることから、移転を前提とした国庫補助協議が思うように進展していない状況。

##### (3) 令和2年7月豪雨からの創造的復興

- 令和2年7月豪雨からの創造的復興に向け、超高齢化、人口減少が加速する地域における将来の保育サービス提供体制のあり方について、県として、市町村をしっかりと支援していく。

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
児童福祉施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧については原形復旧(※)が原則</li> <li>※被災前の位置に現施設と形状・寸法及び材質の等しい施設により復旧すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転建替えに係る国庫補助協議について、被災地の現状や現地の意向を踏まえた柔軟な対応をしていただくなど、特段の配慮をお願いしたい。</li> </ul>

## 12 医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する財政支援

【厚生労働省】

### 要望事項

- 1 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除、介護保険制度のサービス利用料免除に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長していただきたい。
- 2 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料（税）減免に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長していただきたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況

【令和3年4月28日現在】

全壊：1,491棟、半壊：3,109棟、一部損壊：2,052棟

床上浸水：290棟、床下浸水：426棟

死者数：65名、行方不明者：2名

#### 2 現行制度及び要望内容

- 7月豪雨によって、住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、保険者が国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度における一部負担金・利用料等を免除した場合、国において免除額に対する全額の財政支援を講じていただいている。当該財政支援は、熊本地震と同等の期間まで延長していただきたい。

項目	現行の財政支援期間	要望内容
一部負担金・利用料の免除に対する財政支援	令和3年6月末まで	熊本地震と同等の期間（※）
保険料（税）の減免に対する財政支援	令和3年6月末まで	熊本地震と同等の期間（※）

※ H28.4.14～H29.9.30（約18ヶ月間）

## 13 被災企業等に対する復興支援の継続

【総務省、経済産業省】

### 要望事項

「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」について、次年度以降の申請にも対応できる予算の確保など、事業実施に必要な財政支援措置を行っていただきたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

県南地域を中心に県内全域で推計約2,400社を超える事業者が被災しており、その甚大な被害からの復旧・復興を後押しするためには、最後まで強力な財政支援措置が必要である。

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
なりわい再建支援補助金の継続	なりわい再建支援補助金 R2予算措置(県) 240億円	次年度以降の財政支援措置の継続をお願いしたい
被災小規模事業者再建事業	R2年度予備費予算 113.5億円 R2年度第3次補正予算 11.4億円	

#### 3 要望の詳細

令和2年7月豪雨により被災した多くの企業・事業者にとって、「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」は、被災した企業・事業者はもとより、被災地域経済の復旧・復興にとって、極めて有効な国庫補助制度である。

しかし、これらの補助制度の申請を予定している被災事業者の中には、公共工事の影響によって復旧工事に取りかかれぬ事業者が存在することや、熊本地震の際と同様に工事業者不足によって復旧工事の順番待ちが発生するなど、事業者の責によらずやむを得ない事情が想定されることから、補助金申請が令和4年度以降となる被災事業者のために、最後まで必要な財政支援措置を講じていただきたい。

## 14 農林水産業の復旧・復興に向けた支援

【総務省、財務省、農林水産省】

### 要望事項

令和2年7月豪雨からの農林水産業の早期復旧・復興に向けて、措置いただいた予算を活用し、農林水産基盤の復旧・復興に向け全力で取り組んでいるが、来年度以降も事業に取り組む必要があるため、所要額の確保をお願いしたい。

また、生活基盤を含む甚大な被害からの復旧・復興を進めるには一定の期間を要するため、状況に応じた柔軟な事業実施について配慮をお願いしたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況

令和2年7月豪雨による農林水産業への被害額は、約1,019億円にも及ぶ状況であり、国から措置いただいた支援策を活用し、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいる。

##### 【主な被害】

- 園芸施設等 133 箇所(1.9 億円)、農舎・畜舎等 94 箇所(5.8 億円)  
農業用機械 1,771 件 (34.6 億円)
- 田・畑への土砂流入 11,023 箇所(203.9 億円)、  
農道及び水路等の損壊 4,166 箇所(200.2 億円)
- 山地崩壊 788 箇所(332.3 億円)、林道法面崩壊等 3,405 箇所(124.7 億円)  
林産施設 35 箇所(11.6 億円)

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
農林水産基盤の復旧・復興に必要な予算確保	—	農林水産基盤の復旧・復興にかかる令和4年度以降の所要額の確保 復旧・復興の中長期化が想定される中、状況に応じた柔軟な事業実施への配慮

#### 3 要望の詳細

令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向け、本県では官民一体となって全力で取り組んでいるが、令和4年度以降も、継続して事業に取り組む必要があるため、令和3年度補正予算や令和4年度当初予算等において、復旧・復興に必要な十分な予算の確保等をお願いするもの。

また、道路、橋梁、鉄道や多数の家屋など生活基盤を含む甚大な被害からの復旧・復興にあたっては、事業の集中に伴う労働者や資機材の不足等が見込まれる。現場条件に即した設計・積算等による、不調不落の抑制に取り組んでいるが、不測の事態が生じる可能性がある。また、流域全体の治水対策の検討の方向性によっては、事業の変更等を検討する可能性もある等、復旧・復興に向け一定の期間を要することから、状況に応じて事業の繰越等、柔軟な事業実施について配慮をお願いするもの。

## 15 教育・文化環境の早期復旧

【総務省、文部科学省、国土交通省】

### 要望事項

#### 1 学校施設等の安全安心な復旧に向けた支援

- ① 危険な地域にある学校施設（球磨村立渡小学校）の復旧に関し、今後の災害から児童生徒の命を守るため、移転改築等による復旧を認めていただきたい。
- ② 被災した球磨川トレーニングセンター（社会教育施設）は、艇庫とトレーニング室等を有しており、球磨川を利用した高校生等のカヌー競技や市民のカヌー遊びの拠点として、地元住民に親しまれた施設である。当該施設の復旧に関し、復旧後の安心・安全の確保のため、移転改築を含む必要な対策経費を支援する特別な措置を講じていただきたい。
- ③ 被災した西瀬コミュニティセンター（社会教育施設）は、地域活動の拠点として、地元住民に親しまれた施設である。当該施設の復旧に関し、復旧後の安心・安全の確保のため、移転改築を含む必要な対策経費を支援する特別な措置を講じていただきたい。
- ④ 被災した学校では、保護者団体等が購入・整備した施設整備や部活動用具も大きな被害を受けた。保護者団体等のみでは、復旧財源を確保することが困難であり、再整備することができない。早急に被災前の環境に戻せるよう、特別な財政支援をお願いしたい。

#### 2 鉄道の被災に伴う県の通学支援への財政支援について

県が実施する通学支援について、財政負担が極めて大きいことから、国庫補助の充実等による財政支援の継続・拡充をお願いしたい。

#### 3 奨学金の返還免除による経済的な支援

国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）において、熊本地震と同様に、返還免除を可能としていただきたい。

#### 4 被災した文化財及び地域コミュニティの場である施設等への財政措置

- ① 損壊した文化財の早期復旧に係る民間所有者の負担を軽減するため、特別な財政措置を講じていただきたい。
- ② 被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設及び用具等の復旧について、特別な財政措置を講じていただきたい。
- ③ 被災した自治公民館の早期復旧に係る負担を軽減するため、自治公民館を所有する団体、集落又は自治会等に対して、建替及び修繕に要する経費を支援する特別な措置を講じていただきたい。

### 【現状・課題等】

#### 1 現在の状況及び要望内容

##### 1 学校施設等の安全安心な復旧に向けた支援

- ① 球磨村立渡小学校は、校舎1階天井を超える甚大な浸水被害を受けた。また、地域一帯が大規模な浸水被害を受けたため、安全な高台への住民移転等まちづくりを含めた復興計画を踏まえて学校の復旧計画を検討する必要がある。村の復興計画は令和3年3月に策定し、渡小学校

の具体的な復旧方法は今後検討していくこととしており、現時点で未定である。

当地は今後もこのような大規模災害が再発する可能性がある危険な地域であり、児童生徒の命を守るためには、移転改築や現地でピロティ設置による嵩上げなどの方法による復旧が必要不可欠である。そのため、公立学校施設災害復旧費負担法第5条の原形復旧の移転改築等による復旧を認めていただきたい。

- ② 球磨川トレーニングセンターは、平屋建ての艇庫の高さ2.5メートルまで床上浸水があり、出入口開閉不可、窓ガラス破損、カヌー流失・損壊など甚大な被害を受けた。当該施設は球磨川の河川敷にあり、平屋建てのため、現行制度の補助対象である原形復旧では再び水没する可能性があることから、2階建て若しくは移転改築などによる当該施設に代るべき必要な施設とするための支援をお願いしたい。
- ③ 西瀬コミュニティセンターは、平屋建ての建物の高さ2.5メートルまで床上浸水があり、壁、床、電気設備、浄化槽設備等が甚大な被害を受けた。当該施設は球磨川沿いにあり、平屋建てのため、現行制度の補助対象である原形復旧では再び水没する可能性があることから、2階建て若しくは移転改築などによる当該施設に代るべき必要な施設とするための支援をお願いしたい。
- ④ 豪雨被害に伴い被災した芦北高校では、保護者が購入・整備したバスや空調設備の室外機等が浸水により破損した。復旧するためには多額の費用を要する見込みであり、本校保護者会のみでは財源確保が困難であり見通しが立っていない状況である。

## 2 鉄道の被災に伴う県の通学支援への財政支援

県が実施する通学支援については、令和2年7月4日から令和3年1月3日（発災から6ヶ月）は、代替バスを運行委託する鉄道事業者に対する国庫補助や特別交付税による財政支援措置をいただいたものの、発災から6ヶ月以降は、代替バスを運行するバス事業者への国庫補助となっている。当該補助における基準単価は実態と大きく乖離しており、県の財政負担が大きいため、基準単価の見直し又は、従前の鉄道事業者に対する補助制度へ戻すなど国庫補助の拡充をお願いしたい。

### (1) 鉄道不通区間での代替輸送・通学支援の状況

○運休により通学に影響を受ける県立高等学校等生徒数：14校・約900名

※運休区間における代替輸送の実施状況

- ・くま川鉄道：人吉・湯前地区上7本、下6本（平日）、大型バス13台・小型バス2台運行  
令和2年7月20日運行開始
- ・JR肥薩線：八代・人吉地区上下各5本（平日）、ジャンボタクシー2台運行  
令和2年9月10日運行開始

（※肥薩おれんじ鉄道は、R2年11月に全面復旧）

### (2) 県の通学支援の内容（R3当初予算額：464百万円）

- くま川鉄道が行う代替輸送バスの運行経費に対する助成（予算額：446百万円）
- JR肥薩線の運休区間でJRが運行する代替輸送タクシーに乗り継ぐための通学タクシー及び高速バス利用運賃への運賃助成を実施する保護者団体への補助（予算額：17百万円）
- くま川鉄道の代替バスを授業終了後に利用できない定時制高校生徒のための帰宅用タクシー運行（予算額：1百万円）



### 3 奨学金の返還免除による経済的な支援

現行の国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）における奨学金事業は、熊本地震の際とは異なり、原則返還金を免除することができない。

県下全域に被害をもたらした熊本地震に比べ、令和2年7月豪雨は人吉・球磨等の特定の地域に被害が集中しており、全体の被災状況に差はあるものの、熊本地震と同様に、被災により経済的に困窮した世帯への支援は必要である。特に、経済的な困窮を理由に高校生等が修学の機会を断念することがないよう、将来的な負担のない返還免除による支援は重要と考える。

国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）において、熊本地震と同様に、返還免除を可能としていただきたい。

### 4 被災した文化財及び地域コミュニティの場である施設等への財政措置

①・② 豪雨災害に伴い、多くの文化財のほか、神社やお堂をはじめとした地域コミュニティ施設・用具等及び自治公民館が浸水被害等を受けている。その被害額は概算で指定文化財が18.4億円、未指定の歴史的建造物が20.5億円、地域コミュニティ施設が3.2億円、用具等が0.4億円に上る。

文化財の民間所有者及び地域コミュニティ施設等の管理者は、自身の生活再建費用に加え復旧費用を負担することとなり、国・県・市町村による既存の補助を受けてもなお、その負担は非常に大きくなっている。

被災した文化財及び地域コミュニティ施設等を放置すれば、滅失、あるいはその価値が著しく損なわれるおそれがあることから、民間所有者負担を軽減する特段の財政措置をお願いしたい。

(参考) 指定文化財の被害状況

区分	指定等件数	被災件数	被災率 (%)	民間率 (%)	被害額 (億円)
国指定	164	15 (4)	9.1	26.7	10.7
県指定	391	9 (6)	2.8	66.7	0.1
市町村指定	2,397	40 (22)	1.7	55.0	0.7
国登録	172	19 (17)	11.0	89.5	6.9

※ ( ) は行政所有以外の文化財数

(参考) 未指定（歴史的建造物）文化財の被害状況

区分	被災件数	被害額 (億円)
未指定（建造物）	44	20.5

(参考) 地域コミュニティ施設等の被害状況

区分	被災件数	被害額 (億円)
施設	168	3.2
用具等	47	0.4

③ 被災した自治公民館は2市4町で83件。被害額は積算中だが、概算として0.7億円を見込んでいる。復旧には、自治公民館を所有する団体、集落又は自治会等の負担が大きいことから、建替及び修繕に要する経費を支援する特別な措置を講じていただきたい。

(参考) 自治公民館の被害状況

区分	自治公民館数	被災自治公民館数	被害額 (億円)
自治公民館	888	83	0.7

## 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
学校施設 (球磨村立渡小学校) の復旧方法の認定	原則原形復旧	移転改築等による復旧の認定
球磨川トレーニングセンターの移転改築等への支援	原則原形復旧	2階建て若しくは移転改築等の復旧への支援
西瀬コミュニティセンターの移転改築等への支援	原則原形復旧	2階建て若しくは移転改築等の復旧への支援
保護者団体等が購入・整備した施設整備や部活動用具の復旧支援	原則原形復旧	新たな国庫補助制度の創設
県が実施する通学支援に対する財政支援措置	代替バスを運行するバス事業者へ補助対象経費 (国基準による算定) の1/2以内 ※国基準単価が実態と大きく乖離	国庫補助等の財政的支援の継続・拡充
被災児童生徒の就学支援 (奨学金事業)	原則、国に奨学金の返還が必要 (国負担割合2/3分)	熊本地震と同様に、国への返還を免除
被災した文化財及び地域コミュニティの場である施設等への財政支援措置	なし	新たな国庫補助制度の創設

## 16 観光業等に対する支援

【農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁】

### 要望事項

本県の基幹産業の一つであり、熊本地震後の新型コロナ禍の中で、既に甚大な影響を受けている観光業等が事業継続できるよう、Go To キャンペーンにおいて、被災地域向けの特別枠を設けるとともに、事業終了後に「ふっこう割」等の特別キャンペーンを復旧状況に応じて実施するなど、被災地域に特化した需要喚起策等の財政支援を講じていただきたい。（なお、Go To Travel については、昨年7月に決定されたパッケージ支援において、「被災地向け施策等を通じ、需要回復・復興を強力に後押しする」と盛り込んでいただいたところ）

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

本県観光をけん引してきた県南地域・阿蘇地域では、コロナ禍で多大な影響を受け、何とか雇用も維持してきた中、県の宿泊割引施策や国の Go To Travel キャンペーン等により失われた需要を取り戻そうと関係者の機運が高まっていたところ。

こうした中、令和2年7月豪雨による浸水や施設流出等で街全体に甚大な被害が出たことにより、飲食業者、イベント事業者や商店街など観光に携わる関係事業者が受けた物理的・心理的ダメージは極めて大きく、廃業の瀬戸際にある事業者も多いと認識。

さらに、県南地域では、道路や鉄道の橋梁が多数流出するなど復旧には時間を要することから、観光地として不利なアクセス環境の長期化が懸念。

#### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度（課題）	要望内容
① Go To Travel事業	・被害の大きかった県南地域の宿泊施設や観光事業者については、復旧に時間を要する	・事業終了後に被災地向け「ふっこう割」等の需要喚起策を復旧状況に応じて実施。
② Go To Eat事業	・被害の大きかった県南地域の飲食業者については、復旧に時間を要する	・被災地域向け特別枠の創設及び事業終了後の復旧状況に応じた需要喚起策の実施。
③ Go To Event事業	・川下りやラフティングなどの体験メニューが対象となるか不明 ・被害の大きかった人吉・球磨地域の魅力の一つである川下りやラフティング事業者の復旧に時間を要する	
④ Go To 商店街事業	・被災地域の商店街については、施設等の復旧段階にあり、現状ではイベント等により集客を図ることは困難	

#### 3 要望の詳細

- (1) 被災地域向けの特別枠の創設 (②Go To Eat、③Go To Event、④ Go To 商店街)
- (2) 事業終了後の復旧状況に応じた需要喚起策（ふっこう割等）の実施 (①～④全て)

# 17 球磨川流域における送電系統整備による再エネの導入拡大

【経済産業省】

## 要望事項

令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域における復旧・復興にあたり、本県で構想している「くまもと版グリーン・ニューディール」の考え方に基づく再生可能エネルギーの発電施設導入促進を目指しており、そのためには同地域の送電系統に再エネを接続しやすくすることが必要である。

そこで、今年4月に施行される改正電気事業法に基づいて、「広域系統整備計画」などプッシュ型の送電系統の整備に係る仕組みを構築するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

また、ローカル系統（110kV、66kV）も含めたきめ細かい系統整備をお願いしたい。

## 【現状・課題等】

### 1 地域の状況

本県は、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランにおいて、「再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出」を掲げ、また、「第2次熊本県総合エネルギー計画」においても、「くまもと版グリーン・ニューディール」として、球磨川流域固有のバイオマス、小水力、風力等の自然資源を活用した再エネ推進に取り組むことを検討している。

また、球磨川流域は、風況が良く、県内でも有数の風力発電のポテンシャルが高い地域であることから（参考資料1）、現在、風力発電施設の整備計画が4件構想されている。中小水力やバイオマス等の発電ポテンシャルも同様に高い。一方、本地域の送電系統はもともと容量が小さく、ノンファーム型接続\*を前提に接続可となっている路線も多い。

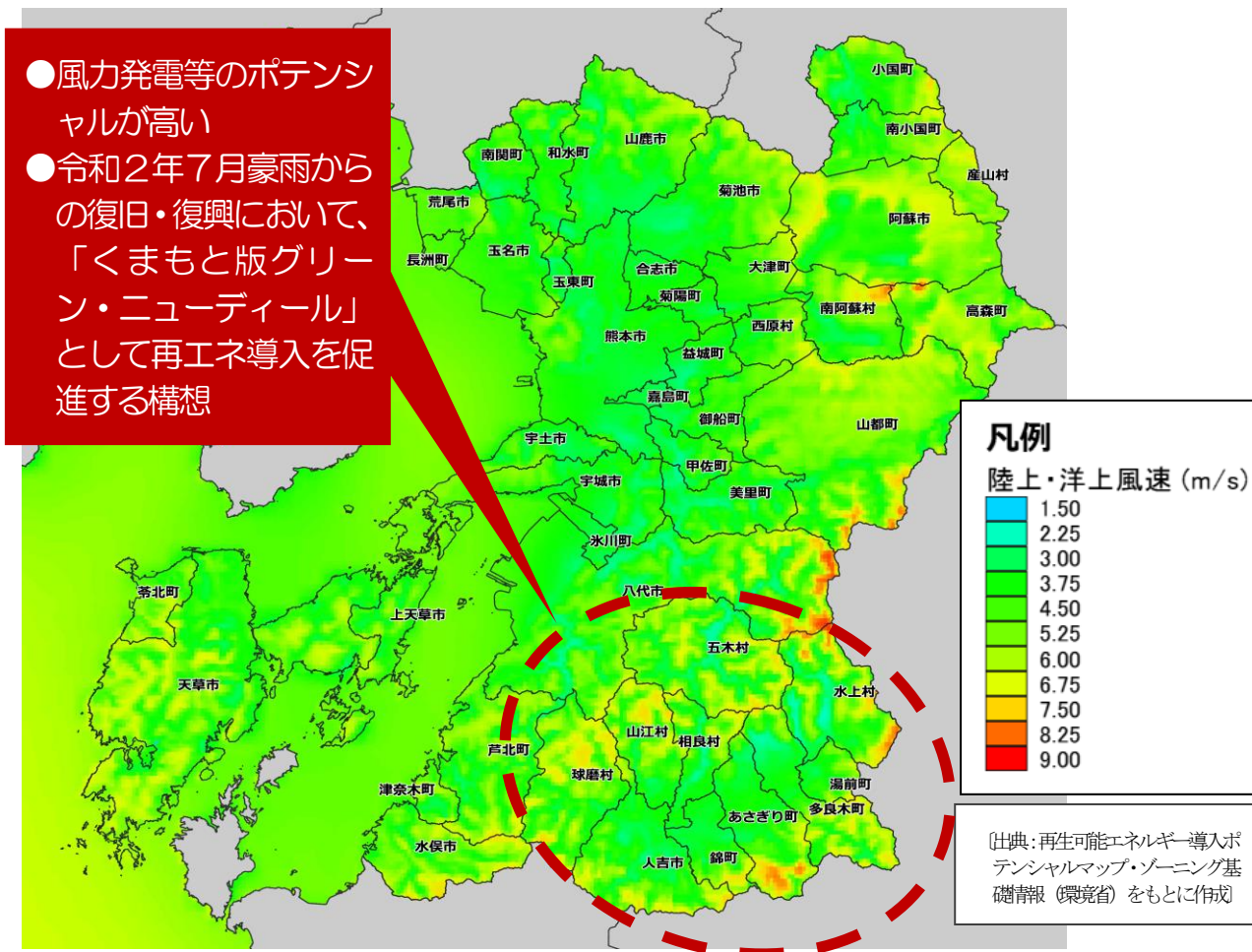
〔※ノンファーム型接続：送電系統の設備容量を超えた電気が流れそうな場合に、当該再エネ発電所から送電系統への給電が遮断されるのを許容することを条件に送電系統に接続する方法〕

### 2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
プッシュ型の送電系統新設・増強	今年4月に施行される改正電気事業法の中で、電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定のうえ、国に届け出、これに基づき、送配電事業者が系統整備を行う仕組みが構築される（参考資料2）。対象は、基幹送電線上位2系統（500kV、220kV）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●左記仕組みを構築するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。</li> <li>●ローカル系統（110kV、66kV）も含めたきめ細かい系統整備をお願いしたい。</li> </ul>

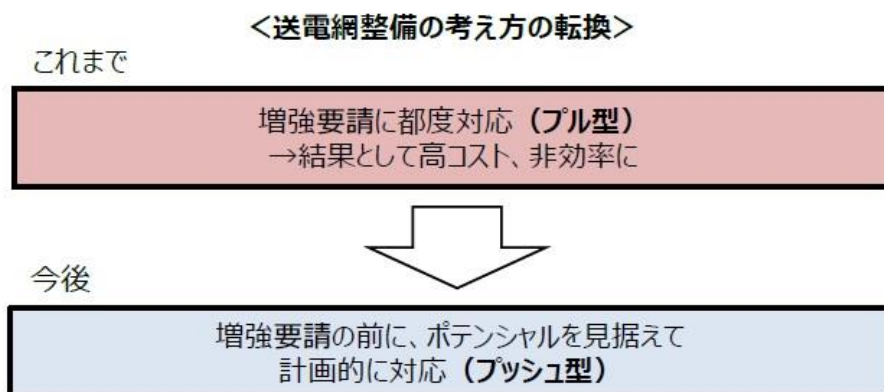
※ 併せて、今後の再エネ施設導入にあたっては、地域との調和を図ることが必要であることから、国の再エネ特措法（FIT法）に係る再エネ施設の事業計画認定において、立地自治体からの意見聴取や事業者に対する地域住民への事業説明会の実施及び結果報告が義務付けられるよう、関係法令整備を行っていただきたい。

## 【参考資料1】球磨川流域の再エネポテンシャル



## 【参考資料2】プッシュ型の送電系統ネットワーク整備の概念

- 電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画(広域系統整備計画)を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う仕組みを整備。



- ① 電力広域機関が**広域系統整備計画**を策定
- ② 広域系統整備計画を国へ届出
- ③ 広域系統整備計画に基づき、送配電事業者が送電網を整備

(出典:エネルギー供給  
強靱化法説明資料/  
2020年2月25日)

